

環境保全型農業直接支払交付金 東京都 中間年評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

東京都では、平成6年12月に策定した「東京都環境保全型農業推進基本方針」において、環境保全型農業を東京の農業の基本に位置付けて、推進してきた。令和3年4月には、「東京都環境保全型農業推進基本方針」を改訂し、目指す方向性として、以下の5つを掲げている。

○環境保全型農業を東京農業の基本として、全ての生産者へ環境保全型農業の取組を促す。○環境負荷の軽減の取組により、農業の多面的な機能の一つである資源循環や自然環境の保全に貢献する。○食品安全や環境負荷軽減等につながるGAPを推進する。○基本方針の取組を推進することにより、SDGsの達成にも貢献していく。○環境負荷軽減に取り組むことの意義と価値をPRすることで、多くの都民が共有・共感し、消費行動に反映されるようにする。

また、同年月（令和3年4月）に改定した「東京都有機農業推進計画」において、有機農業の推進に取り組んでいる。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
実施市町村数		1	1	1
実施件数		1	1	1
交付額計（千円）		55.6	76.4	76.4
実施面積計（ha）		0.74	0.70	0.70
取組別実績	有機農業	実施件数	1	1
		実施面積（ha）	0.64	0.60
		交付額（千円）	51.2	72
	堆肥の施用	実施件数	1	1
		実施面積（ha）	0.10	0.10
		交付額（千円）	4.4	4.4
	カバークロップ	実施件数	0	0
		実施面積（ha）	0	0
		交付額（千円）	0	0
	リビングマルチ	実施件数	0	0
		実施面積（ha）	0	0
		交付額（千円）	0	0
	草生栽培	実施件数	0	0
		実施面積（ha）	0	0
		交付額（千円）	0	0
不耕起播種	実施件数	0	0	
	実施面積（ha）	0	0	

		交付額（千円）	0	0	0
長期中干し		実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
秋耕		実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
地域特認取組 ※取組別に記載		実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	1	1	1
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	0	0	0
	先駆的農業者等による技術指導	0	0	0
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	0	0	0
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	0	0	0
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	0	0	0
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	0	0
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	0	0
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	0	0	0
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	0	0	0

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
-	-	-	-

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名	取組の概要	-
	対象地域	-
	対象作物	-
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	-

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
-	-	-

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
-	-

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ等は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

東京都では、有機農業と堆肥施用の推進に関する取組を継続しており、環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価と同じ算定手法により令和2年度および令和3年度とも 0.784 tCO₂/年の温室効果ガス削減効果となっている。（参考：令和元年度は、0.979 tCO₂/年）

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

東京都では、有機農業の推進に関する取組は継続しており、その取組面積は、令和2年度および令和3年度とも 0.60ha となっている。（参考：令和元年度は 0.64ha）

3 その他の効果

東京都では、「東京都環境保全型農業推進基本（平成27年3月改定）」において、環境保全型農業を東京の農業の基本として、都内のすべての生産者へ環境保全型農業の取組を促すとしている。

また、平成25年度より、「東京都エコ農産物認証制度」を開始し、令和4年1月1日時点で、認証生産者数は527人、認証農産物作付面積は288haとなっている。

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

令和2年度は、国の事業設計が見直され、有機農業の要件が変わったことにより面積は減少した。ただし、交付単価も見直されたため、交付金額は増加した。取組実施件数は、令和2年度、令和3年度ともに1農業団体であり、有機農業と堆肥施用の推進に関する取組を行っている。今後も継続して取組を行えるようにする。

2. 今後の方針

東京都の1戸当たりの経営耕地面積は、0.71haと全国の2.53haと比較して、1/3以下であり、経営規模は極めて小さい。本事業の農業者団体の1戸あたりの対象面積は、0.37haと更に小さく、取組当初と比較しても減少している。そのため、交付額が少なくなり、所得の安定にはつながらない状況にある。さらに、複数取組支援の廃止により、その課題はより深刻化している。

一方、本交付金の要件となったGAPに関しては、国の国際水準GAPガイドラインの策定に基づき、今後、東京都GAPの改定を行う予定である。

このような状況下で、今後は、環境保全型農業やGAPの取組を推進・支援している関係市町村等に丁寧に説明を行い、本事業への取組市町村を増やしていく。東京都エコ農産物認証制度においては、講習会や説明会等を継続して開催し、認証者の掘り起こしを行っていく。